

# 講習資料(参考資料)

北陸地方整備局

- 1. 施工能力評価型 II 型(特別簡易型)における  
受発注者の事務量軽減のための取り組み**
- 2. 「業務」の総合評価落札方式の概要**
- 3. 総合評価落札方式における  
ダンピング対策への対応について**

# 1. 施工能力評価型 II 型(特別簡易型)における 受発注者の事務量軽減のための取り組み

- (1)実施概要
- (2)実施フロー(実施手順)
- (3)簡易技術資料の評価項目設定例
- (4)落札候補者の選定の考え方
- (5)落札予定者の選定の考え方
- (6)入札手続き期間における留意事項

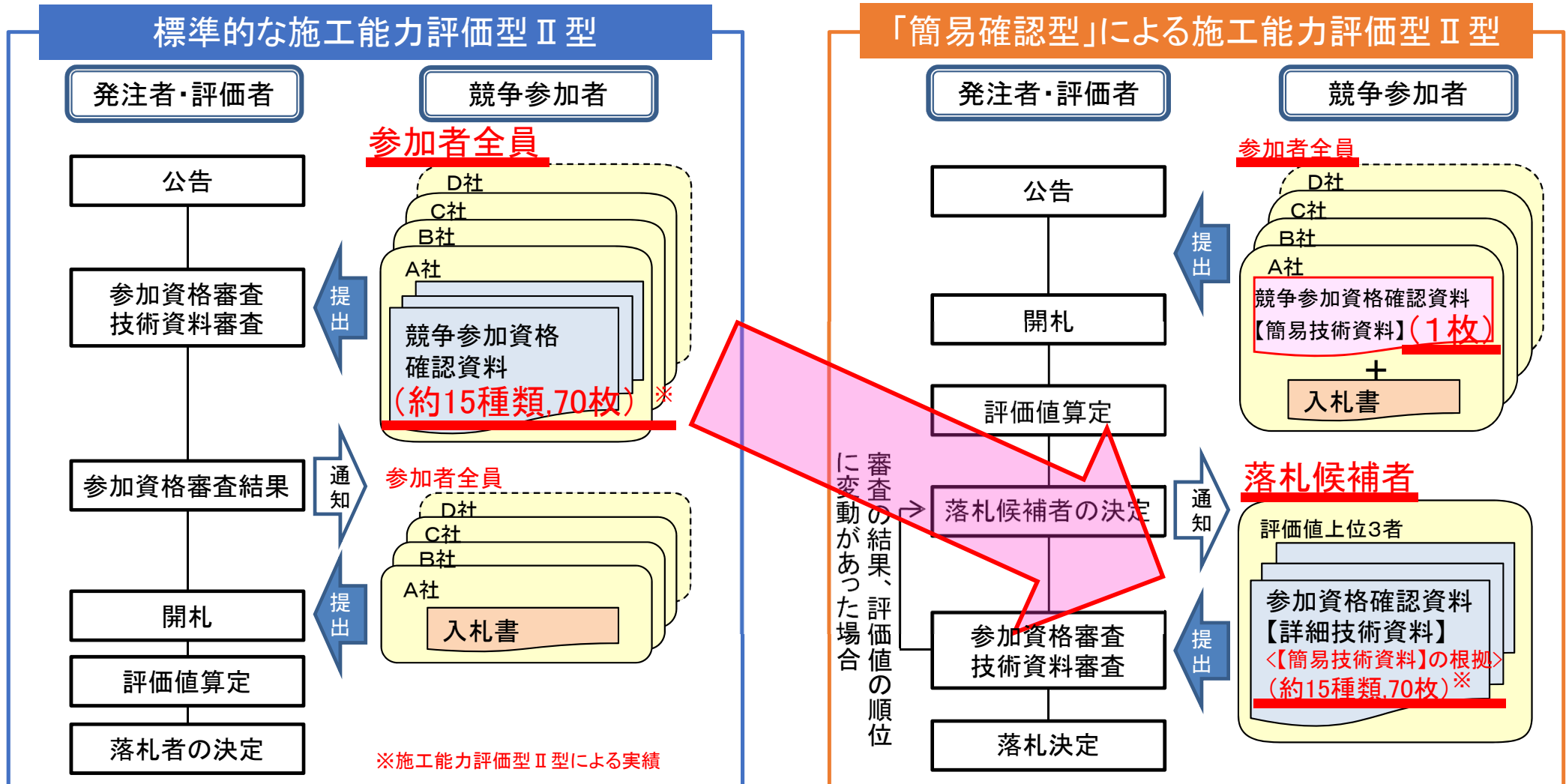
- ※「簡易確認型」とは、施工能力評価型Ⅱ型(特別簡易型)における型式の一つである。
- ※競争参加者が自ら加算点を算出した「簡易技術資料」を作成、提出することで資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。

**施工能力評価型Ⅱ型  
(特別簡易型)**

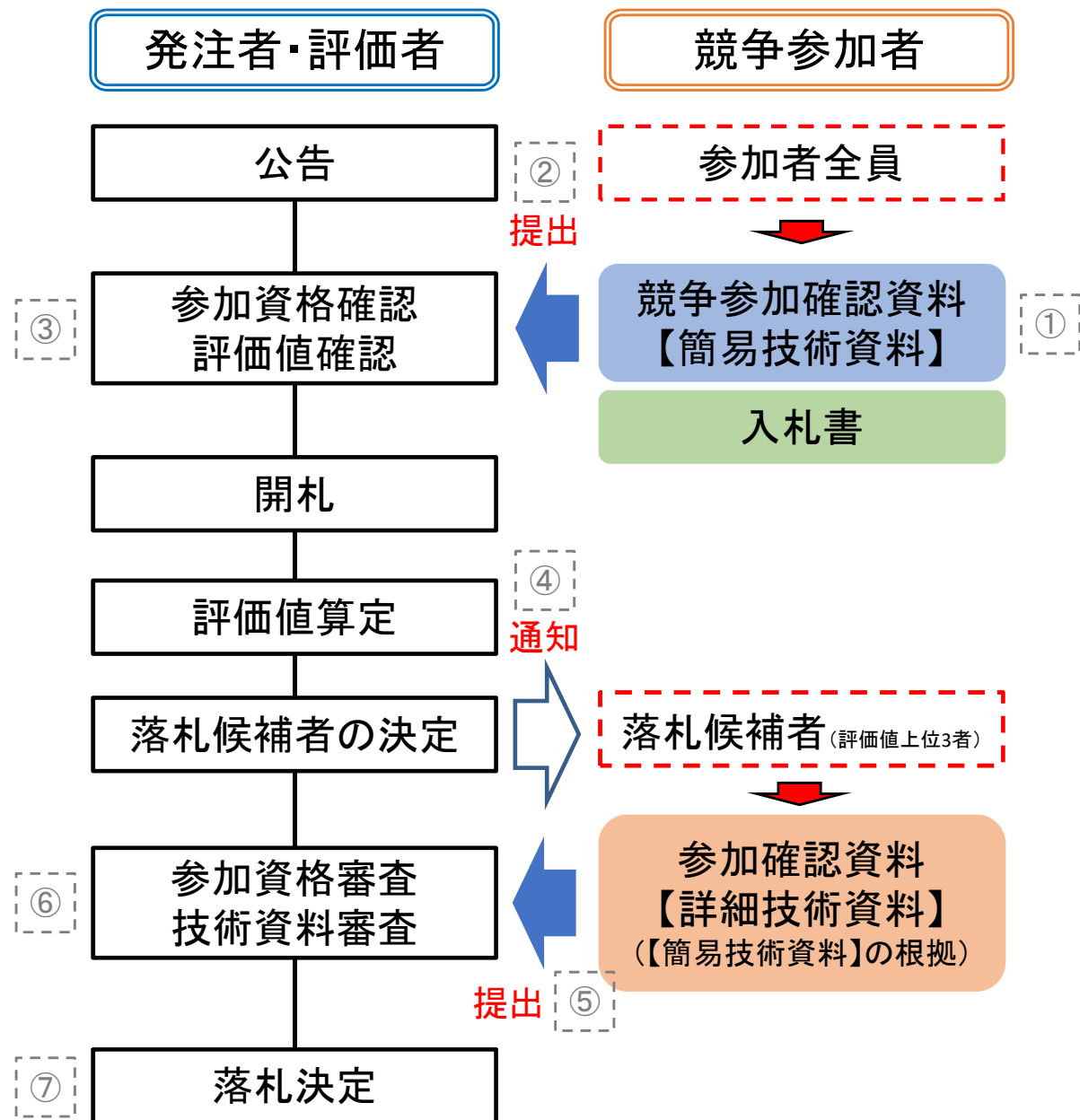
**簡易確認型**

# (1) 施工能力評価型 II 型 (特別簡易型) における受発注者の事務量軽減のための取り組み

- 競争参加資格確認資料についてこれまで約15種類、70枚程度(※実績)提出していたが簡易技術資料1枚の提出に改め、評価値を算定する取組。具体的には、評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。
- 演習問題Bに出題。



## (2) 実施フロー（実施手順）



- ① 参加者は、入札説明書に基づいて「競争参加資格確認申請書」と競争参加確認資料として「簡易技術資料」を作成。
- ② 参加者は、「簡易技術資料」、入札書及び工事費内訳書を提出。
- ③ 発注者は、「競争参加資格確認申請書」で参加資格を、簡易技術資料で評価点(加算点)を確認。
- ④ 発注者は、開札後に入札価格と簡易技術資料等による技術評価点から評価値を算出し、評価値が上位の者(評価値上位3者以上)を落札候補者として選定、通知。
- ⑤ 落札候補者は、簡易技術資料の根拠となる「詳細技術資料」を提出。
- ⑥ 発注者は、「詳細技術資料」について従来の技術資料と同様の評価を行い、簡易技術資料が正しいかを確認、必要に応じて評価値を再算出。
- ⑦ 落札候補者のうち最も高い評価値(⑥で算定)が、落札候補者以外のうち最も高い評価値(④で算定)よりも高い場合は、その落札候補者を落札者として決定。

- ❑ 落札候補者の評価値が落札候補者以外の評価値を下回った場合は、新たな落札候補者を定めて手続きを再び行う。



# (3) 簡易技術資料の評価項目設定例

【一般土木工事(標準型)】

**□ 評価項目設定例**

簡易技術資料

提出日： 平成 ○年 ○月 ○日

参加者名： 株式会社○○

工事名： ○○道路改良工事

	評価項目	該当(入力)	配点		評価点	エラーメッセージ
			6	3		
企業の技術力	① 同種工事の施工実績	より高い同種性がある 高い同種性がある 同種性がある	0	6 3 0	6	
	② 工事成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満(または成績なし)	入力不要	6 3 1 0		
	③ 工事成績(65点未満あり)	あり なし	入力不要	0 -5 -5		
	④ 優良工事表彰・安全管理優良受注者表彰	優良工事表彰(局長表彰)あり	0	3	3	複数入力
		優良工事表彰(部長・事務所長表彰)と安全管理優良受注者表彰の表彰あり	0	2	2	
		優良工事表彰(部長・事務所長表彰)のみ表彰あり	0	3	1	
		安全管理優良受注者表彰のみ表彰あり	0	1	1	
	⑤ 事故及び不誠実な行為	口頭注意	入力不要	0	-2	
		文書注意		-4		
		修繕補修請求日から修繕完了(引渡)までの期間		-4		
		契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間		-4		
	⑦ 優良下請企業の活用	優良下請企業を当該工事で活用する 活用しない	0	1 0		未入力
	⑩ 難工事施工実績	実績あり	0	1	1	
		実績なし	0	0	0	
	⑫ 難工事功労表彰	表彰あり	0	1	1	
表彰なし		0	0	0		
⑬ 登録基幹技能者等の活用	活用する	0	1	1		
	活用しない	0	0	0		
⑮ 災害時の基本的事業継続力認定の有無	認定あり	0	1	1		
	認定なし	0	0	0		
小計			20	13		
配置予定技術者の技術力	1) 同種工事の施工実績	より高い同種性がある 高い同種性がある 同種性がある	0	6 3 0	6	
	2) 同種工事の工事成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満(“成績なし”の場合は「該当」欄に“0”を入力)	0	6 3 1 0	0	
	③ 優秀工事技術者表彰	局長表彰あり	0	4	4	
		部長・事務所長表彰あり	0	2	2	
	4) 難工事施工実績	実績あり	0	1	1	
		実績なし	0	0	0	
	5) 難工事功労表彰	表彰あり	0	1	1	
		表彰なし	0	0	0	
7) 同種工事の施工経験	同種工事で主任(監理)技術者、又は現場代理人として経験あり 担当技術者として経験あり	0	1	1		
8) 継続教育(CPD)の取得	継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得) 継続教育の証明なし	0	1	1		
小計			20	14		
合計			40	27		

## 記入時確認事項

- ① 「該当」欄の該当箇所にも「0」をつけてください。(「入力不要」とされている項目は入力不要です。)
  - ② 配置予定技術者の「2)同種工事の工事成績」は、「該当」欄に該当工事の工事成績評定点を入力してください。
  - ③ 評価項目の詳細を必ず入札説明書で確認してください。
  - ④ 評価点は自動入力されますので、入力は不要です。
  - ⑤ 複数入力及び未入力の評価項目は評価対象としません。(エラー表示がある場合は入力内容を確認してください。)
  - ⑥ 行や列の削除や挿入など、様式を改変しないでください。
  - ⑦ 本紙をPDFに変換し、入札金額見積内訳書とともに電子入札システムにより提出してください。
  - ⑧ 落札候補者となった場合は、別途、関係する提出様式を提出して頂きます。(簡易確認資料提出時は不要)
  - ⑨ 本資料の記載内容と発注者の審査結果が異なる場合、本資料での評価点を上限として発注者の審査結果により評価します。
  - ⑩ 簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行い、その結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。
- ※ 「簡易技術資料」による評価と「詳細技術資料」による評価が一致しない評価項目は詳細技術資料の記載内容を正としますが、この場合の評価点は評価項目毎に簡易技術資料での評価点を上限とします。

## (4) 落札候補者・落札予定者の選定の考え方

### ◎落札候補者の選定

#### (1) 評価値上位3者の考え方

- ◆ 簡易技術資料、施工体制評価点、入札価格により簡易評価値を算定する。
- ◆ 「簡易評価値の上位3者(ただし、3者目の簡易評価値と同じ者が複数いる場合は、その全ての者を含む)」を選定し「落札候補者」とする。

#### 【例1】

企業名	評価値	順位
A社	72	(1)
B社	71	(2)
C社	70	(3)
D社	68	(4)
E社	65	(5)

#### 【例2】

企業名	評価値	順位
A社	72	(1)
B社	71	(2)
C社	70	(3)
D社	70	(3)
E社	65	(5)

#### 【例3】

企業名	評価値	順位
A社	72	(1)
B社	71	(2)
C社	71	(2)
D社	68	(4)
E社	65	(5)

※ 競争参加者数が入札説明書等で示した落札候補者数以下であった場合、競争参加資格を有する全ての競争参加者を落札候補者として選定する。

#### ※ 落札候補者選定結果の通知・詳細技術資料の提出依頼

- ◆ 「落札候補者選定結果通知書」を、契約担当課から、入札者に電子メール又はFAXにて送付する。
- ◆ 落札候補者には、上記に併せて「詳細技術資料提出依頼書」を電子メール又はFAXにて送付し、「詳細技術資料」及び各技術資料(競争参加資格確認資料)の提出を求める。



# (5) 落札予定者の選定の考え方

## ◎落札予定者の選定

### (1) 落札候補者に無効があった場合

- ① 落札候補者の全者が無効 → 落札候補者の追加選定が必要
- ② 落札候補者のうち1~2者が無効 → 落札候補者の追加選定は不要

### (2) 詳細技術資料の審査により落札候補者の評価値が変動した場合

- ① 落札候補者のうち最も高い評価値が次点(評価値4位)の評価値を上回る場合  
→ 落札候補者のうち最も高い評価値の者を落札予定者とする。
- ② 落札候補者のうち最も高い評価値が次点(評価値4位)の評価値を下回る場合  
→ 落札候補者を追加選定(1者以上)して詳細技術資料の提出を求める。

#### 【例4】

企業名	簡易技術資料		詳細技術資料	
	評価値	順位	評価値	順位
A社	72	1	66	3
B社	71	2	入札無効	-
C社	70	3	70	1
D社	68	4	-	2
E社	65	5	-	4

←落札予定者(C社)

A社:次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。  
B社:無効  
C社:次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を上回る。



- 評価値の最も高いC社が落札予定者となる
- 落札候補者の追加選定不要

#### 【例5】

企業名	簡易技術資料		詳細技術資料	
	評価値	順位	評価値	順位
A社	72	1	66	3
B社	71	2	入札無効	-
C社	70	3	67	2
D社	68	4	-	1
E社	65	5	-	4

A社:次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。  
B社:無効  
C社:次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。



- 全ての落札候補者の評価値が次点(D社)を下回る。
- 落札候補者の追加選定必要

## (6) 入札手続き期間における留意事項

### (1) 競争参加資格確認申請書提出以降かつ入札書提出まで

- 競争参加者は入札書を提出するまでは、競争参加を取りやめることができる。

### (2) 入札書提出以降かつ詳細技術資料提出まで

- 競争参加辞退については、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により配置予定の技術者を配置することができなくなった場合に、入札を「無効」とすることにより認める。

### (3) 詳細技術資料提出から落札決定まで

- 競争参加辞退については、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により配置予定の技術者を配置することができなくなった場合に、入札を「無効」とすることにより認める。
- 詳細技術資料により配置予定技術者個人が特定されていることから、配置予定技術者の変更は認められない。
- なお、配置予定技術者の技術力の評価が「詳細技術資料」と「簡易技術資料」で異なる場合の評価点は「簡易技術資料」での評価点を上限として、発注者の審査結果により評価する。

## 2.「業務」の総合評価落札方式の概要

- (1) はじめに
- (2) 入札方式の概要
- (3) 発注方式の選定の考え方
- (4) 実施手順
- (5) 技術評価の考え方
- (6) 評価基準及び評価ウェイトの設定例
- (7) 落札者の決定方法

# (1) はじめに

## ■ 国土交通省での取り組み状況

我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事と同様に、それに係る調査・設計についても不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保についても、懸念が高まってきた。



平成17年3月成立 4月施行  
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

平成17年8月 品確法 基本方針  
公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要。

平成26年6月 品確法 改正

平成19年度	総合評価落札方式の試行を開始
平成20年 5月	総合評価落札方式を本格的に導入
平成21年 3月	運用ガイドライン制定
平成23年 6月	運用ガイドラインを改定
平成25年 4月	運用ガイドラインを改定
平成27年11月	運用ガイドラインを改定

(技術者の評価における技術者資格等の拡大)

調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型又は簡易型)のいずれかの方式を選定することを基本とする

H19以前は、プロポーザル方式と価格競争入札方式の2つの発注方式で実施

## (2) 入札方式の概要 (1/2)

随意契約	プロポーザル方式	標準プロポーザル	技術力
		簡易公募型プロポーザル	技術力
		公募型プロポーザル	技術力
競争入札	総合評価 落札方式	一般競争入札 <small>※発注者支援業務のみ適用 標準型1:2</small>	価格 + 技術力
		簡易公募型競争入札 <small>簡易型1:2 標準型1:2、1:3 特別型1:1</small>	価格 + 技術力
		公募型競争入札 <small>簡易型1:2 標準型1:2、1:3</small>	価格 + 技術力
	価格競争	指名競争入札	価格
		簡易公募型競争入札	価格
		公募型競争入札	価格



## (2) 入札方式の概要 (2/2)

契約方式		概要
プロポーザル方式 (加算方式)	標準プロポーザル	3～5者程度を選定し、技術提案書の提出を求める。技術提案書を評価し最も優れた者と特命随意契約を行う。
	簡易公募型プロポーザル	入札情報サービス(PPI)に公示し、参加者を公募する。参加表明者を審査し参加要件を満たす者の中から評価の高い3～5者程度を選定し、技術提案書の提出を求める。技術提案書を評価し最も優れた者と特命随意契約を行う。
	公募型プロポーザル	入札情報サービス(PPI)及び官報に公示し、参加者を公募する。参加表明者を審査し参加要件を満たす者の中から評価の高い3～5者程度を選定し、技術提案書の提出を求める。技術提案書を評価し最も優れた者と特命随意契約を行う。
総合評価落札方式 (加算方式)	一般競争 (発注者支援業務)	価格競争に分類されているもののうち、技術的な工夫の余地が比較的大きな業務において、技術提案書の提出を求めるとともに競争入札を行う。価格(入札額)と品質(技術評価)が総合的(価格点+技術点)に優れているものと契約を行う。 なお、総合評価落札方式の加算方式を採用している。
	簡易公募型	
	公募型	
価格競争	指名競争入札方式	10者程度指名し、競争入札により最低価格者と契約を行う。
	簡易公募型競争入札方式	入札情報サービス(PPI)に公示し、参加者を公募する。参加表明者を審査し参加要件を満たす者の中から評価の高い10者程度選定し指名を行う。競争入札により最低価格者と契約を行う。
	公募型競争入札方式	入札情報サービス(PPI)及び官報に公示し、参加者を公募する。参加表明者を審査し参加要件を満たす者の中から評価の高い10者程度選定し指名を行う。競争入札により最低価格者と契約を行う。

### (3) 発注方式の選定の考え方

- 土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務 が対象。
- 「プロポーザル方式」と「総合評価落札方式」を業務の内容(難易度)から選択する。

#### プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合。

上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合(業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる)。

業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。

なお、テーマ数は2つとする。

#### 総合評価落札方式 (標準型又は簡易型)

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合。

当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて評価テーマを示し技術提案を求めることによって品質向上が期待できる業務は、標準型とする。

評価テーマに関する技術提案を求める必要がない場合は簡易型とする。

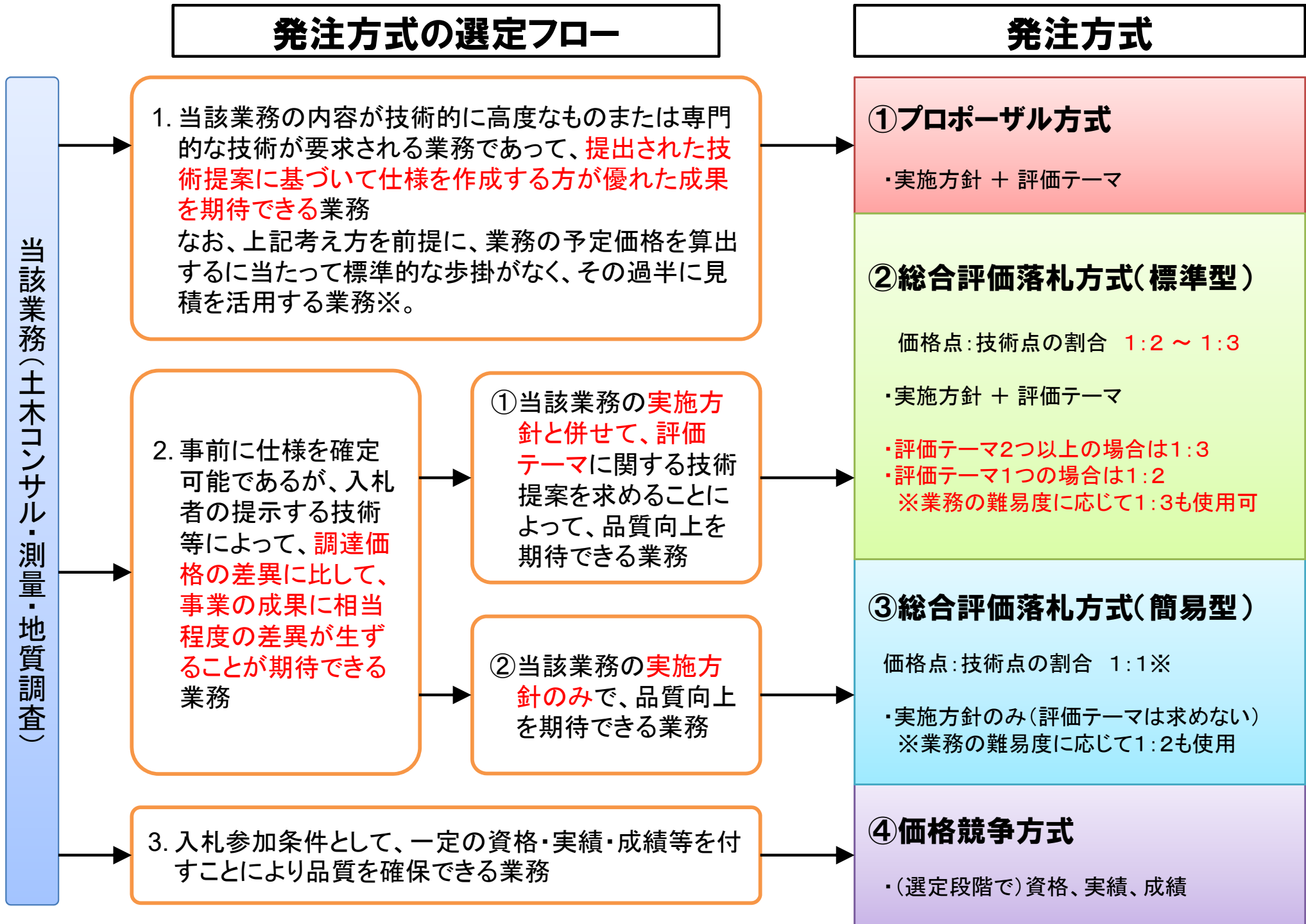
標準型は、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提案を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は下記とする。

評価テーマ数が1つ:配点の比率を1:2

評価テーマ数が2つ:配点の比率を1:3

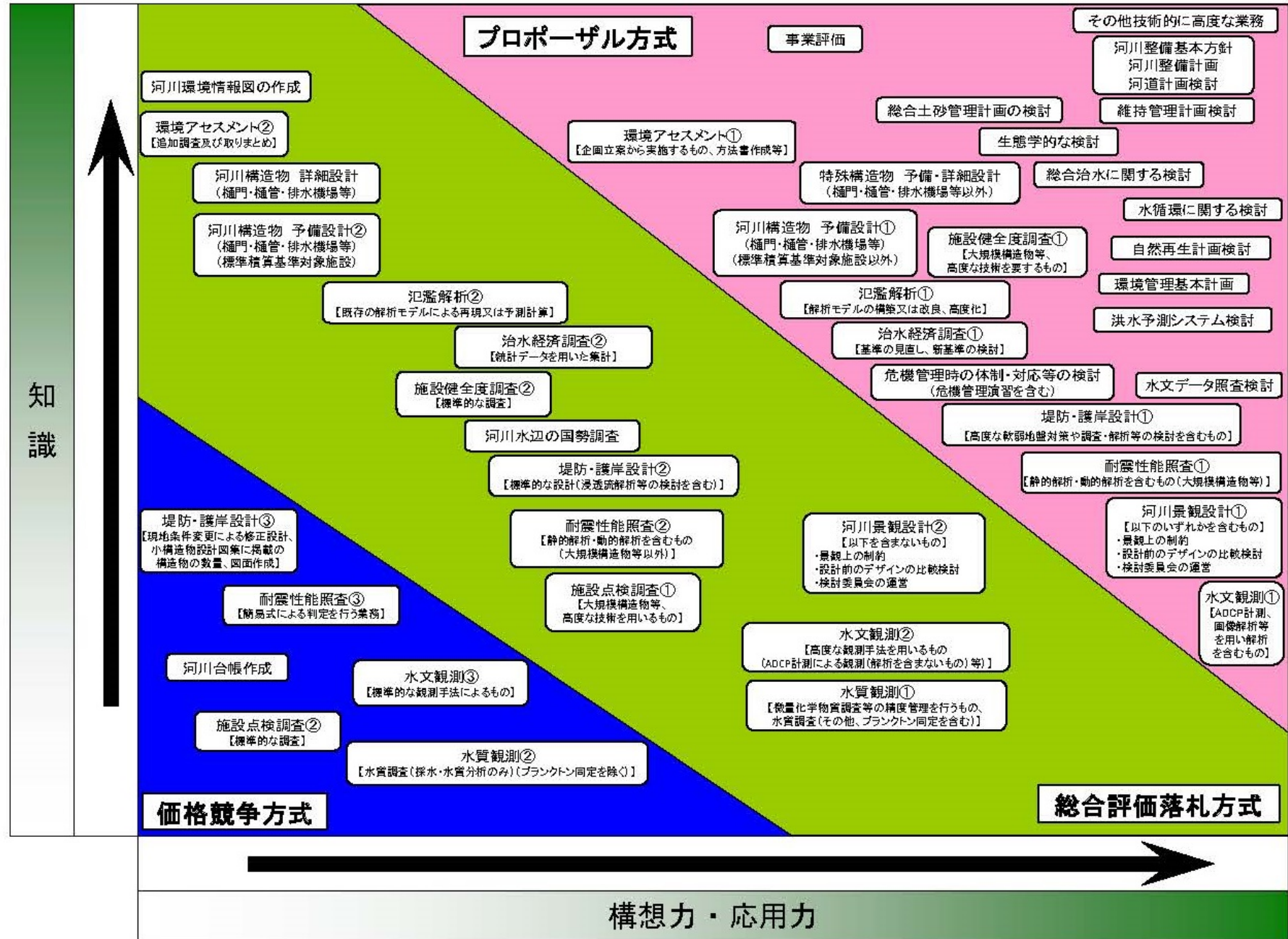
簡易型は、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1:1(難易度に応じて1:2)とする。

# (3) 発注方式の選定の考え方 (発注方式の選定フロー)



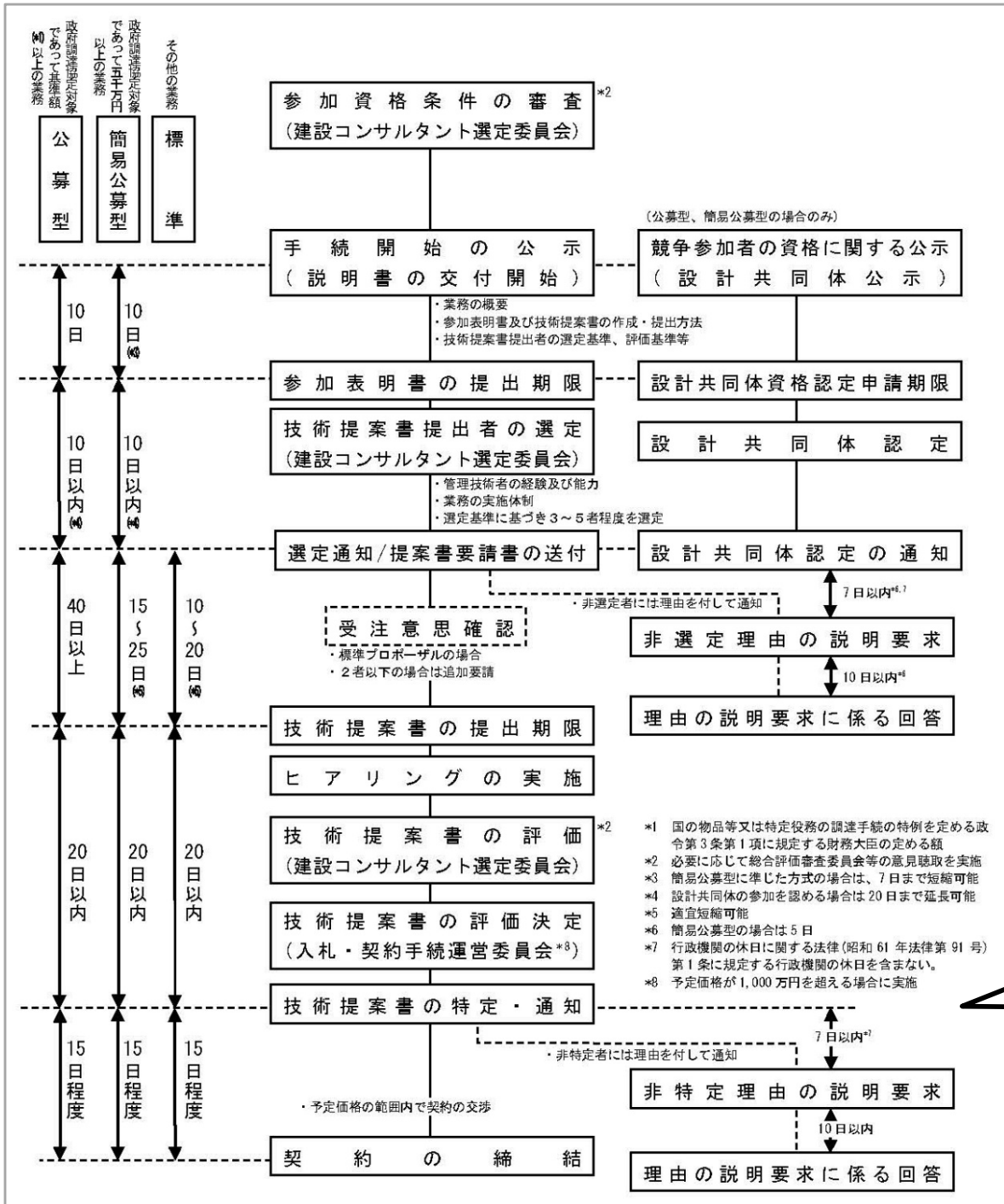
# (3) 発注方式の選定の考え方 (業務内容と発注方式の関係模式図)

例) 【河川事業】





# (4) 実施手順 (プロポーザル方式)



## ◆参加表明書の主な記入事項 【企業及び予定管理技術者の実績】

- ・予定管理技術者の経歴等 (保有資格、優秀技術者表彰、当該地域の業務実績等)
- ・予定管理(主任)技術者の同種又は類似経歴 (業務名、TECRIS登録番号、業務の概要等)
- ・業務実施体制 (再委託の有無)
- ・建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況
- ・企業の平成〇年度以降の〇〇管内における業務実績

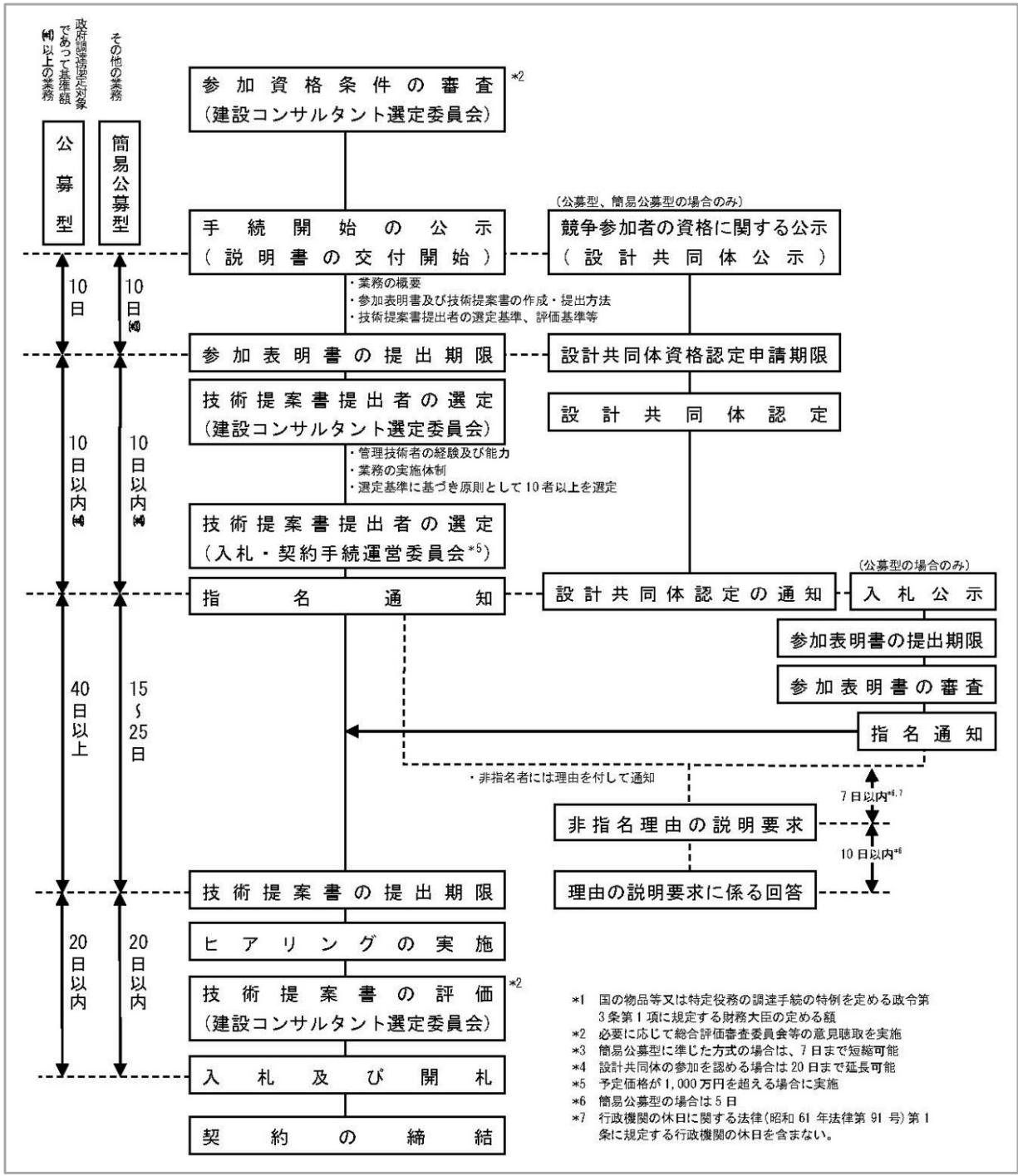
## ◆技術提案書の主な記入事項 【予定技術者の実績、実施方針、技術提案(評価テーマ)】

- ・予定技術者の平成〇年度以降の同種又は類似業務実績 (業務名、TECRIS登録番号、業務の概要等)
- ・業務の実施方針 (実施方針、業務フロー、工程計画)
- ・評価テーマに対する技術提案 (評価テーマ1、評価テーマ2)
- ・参考見積 (様式自由)

**技術提案書の特定者と特命随意契約  
(予定価格の範囲内で見積合わせ)**

出典: 建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

# (4) 実施手順 (総合評価落札方式 (標準型))



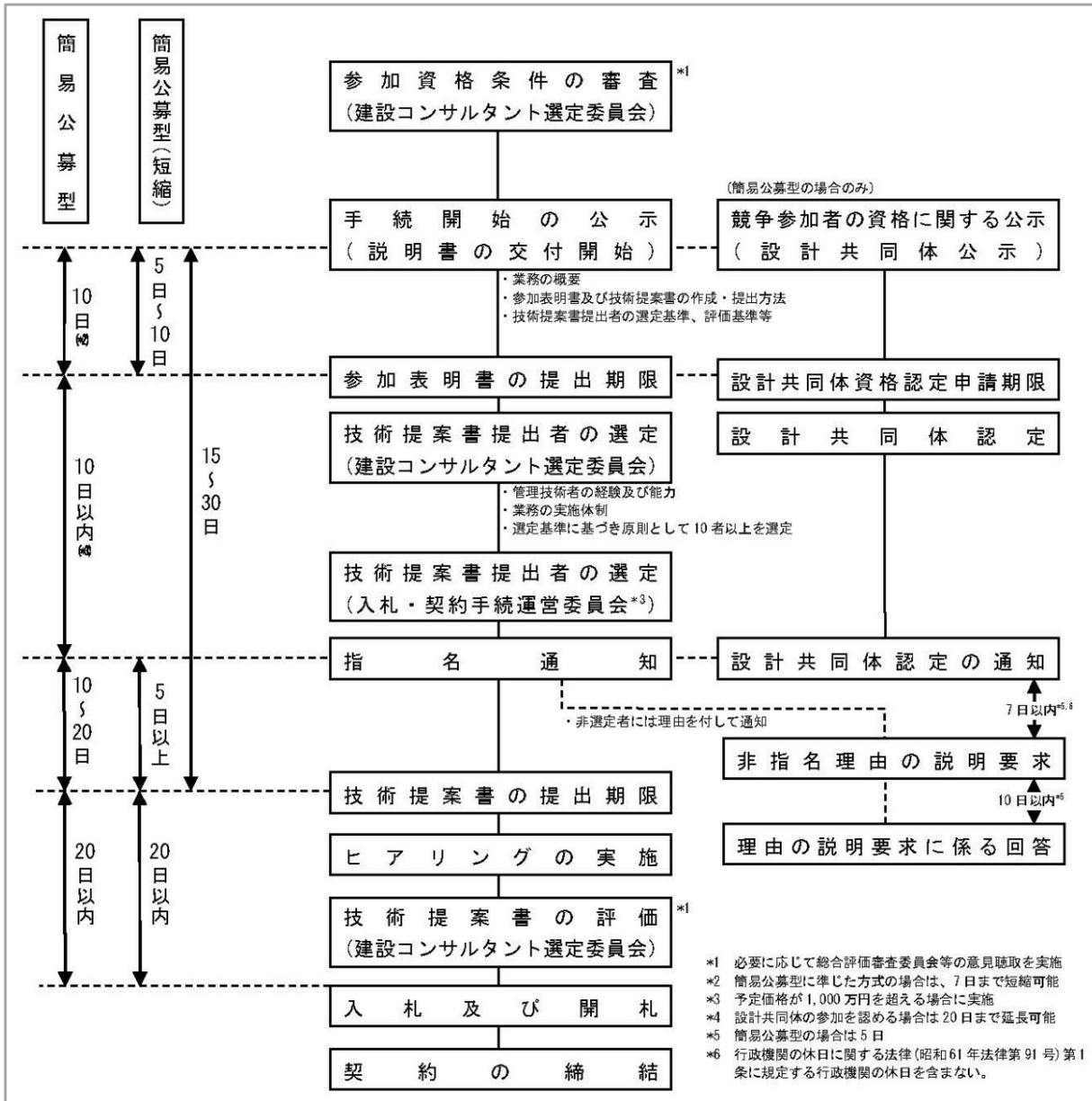
- ◆参加表明書の主な記入事項  
【企業及び予定管理技術者の実績】
- ・予定管理技術者の経歴等 (保有資格、優秀技術者表彰、当該地域の業務実績等)
  - ・予定管理(主任)技術者の同種又は類似経歴 (業務名、TECRIS登録番号、業務の概要等)
  - ・業務実施体制 (再委託の有無)
  - ・建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況
  - ・企業の平成〇年度以降の〇〇管内における業務実績

- ◆技術提案書の主な記入事項  
【予定技術者の実績、実施方針、技術提案(評価テーマ)】
- ・予定技術者の平成〇年度以降の同種又は類似業務実績 (業務名、TECRIS登録番号、業務の概要等)
  - ・業務の実施方針 (実施方針、業務フロー、工程計画)
  - ・評価テーマに対する技術提案 (評価テーマ1、評価テーマ2)

出典: 建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン



# (4) 実施手順 (総合評価落札方式 (簡易型))



- ◆参加表明書の主な記入事項  
【企業及び予定管理技術者の実績】
- ・予定管理技術者の経歴等  
(保有資格、優秀技術者表彰、当該地域の業務実績等)
  - ・予定管理(主任)技術者の同種又は類似経歴  
(業務名、TECRIS登録番号、業務の概要等)
  - ・業務実施体制  
(再委託の有無)
  - ・建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況
  - ・企業の平成〇年度以降の〇〇管内における業務実績

- ◆技術提案書の主な記入事項  
【予定技術者の実績、実施方針、技術提案(評価テーマ)】
- ・予定技術者の平成〇年度以降の同種又は類似業務実績  
(業務名、TECRIS登録番号、業務の概要等)
  - ・業務の実施方針  
(実施方針、業務フロー、工程計画)
  - ・評価テーマに対する技術提案  
(評価テーマ1、評価テーマ2)

出典: 建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

# (5) 技術評価の考え方

発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点:技術点の設定
①プロポーザル方式の 評価項目		<p>3~5者程度を選定</p>	実施方針 および 評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目		<p>原則10者以上を指名</p> <p>(1:3の配点イメージ)</p> <p>(1:2の配点イメージ)</p>	実施方針 および 評価テーマ	実施	1 : 2 ) 1 : 3
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目		<p>原則10者以上を指名</p> <p>(1:1の配点イメージ)</p>	実施方針 のみ	実施	1 : 1  ※業務の難易度に応じて1:2も使用可

出典:建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

# (5) 評価基準及び評価ウェイトの設定例

## (1) 選定段階(プロポーザル方式)・指名段階(総合評価落札方式)の設定例(1/2)

【①企業の評価】

評価項目		評価の着目点		評価 ウェイト
		判断基準		
参加表明者の 経験及び能力	資格要件	技術部門 登録	当該部門の建設コンサルタント登録等 ① 当該業務に関する部門の登録有り ② ①以外	15% (10% ～15%)
	実績等	専門技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。	
	実績・表彰	専門技術力	過去〇年間の業務実績	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満
		過去〇年間の業務表彰の有無	〇〇地方整備局(〇〇を除く)発注の平成〇〇年度から〇〇年度末までの同じ業種区分の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり	
小計				50% (35% ～50%)

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着目点		評価 ウェイト
		判断基準		
予定管理技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 ① 技術士 ② RCCM、土木学会認定土木技術者	15% (10% ～15%)
	実績等	専門技術力	業務執行技術力 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。	
	実績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の業務実績 平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満
		過去〇年間の業務表彰の有無	〇〇地方整備局(〇〇を除く)発注の平成〇〇年度から〇〇年度末までの同じ業種区分の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり	
手持ち業務		手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものを含む。)	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・手持ち業務の契約金額が〇円以上、又は手持ち業務の件数が〇件以上 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。)	-
小計				50% (35% ～50%)

### ※ 選定・指名者数の基本的な考え方

- プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。
- 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、10者以上を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

出典：建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

# (5) 評価基準及び評価ウェイトの設定例

## (1) 選定段階(プロポーザル方式)・指名段階(総合評価落札方式)の設定例(2/2)

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。
合計		100%

### ※ 選定・指名者数の基本的な考え方

- プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。
- 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、10者以上を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

出典：建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

# (5) 評価基準及び評価ウェイトの設定例

## (2) 特定段階(プロポーザル方式)・入札段階(総合評価落札方式)の設定例(1/2)

【①配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト		
	判断基準			管理技術者	担当技術者	照査技術者
資格・実績等 予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	① 技術士 ② RCCM、土木学会認定土木技術者	10% (5% ~ 10%)	管理技術者の割合に包含する	照査技術者の割合に包含する
	専門技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。			
	成績・表彰	過去〇年間の業務成績	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点未満	15% (15% ~ 20%)		
	過去〇年間の業務表彰の有無	〇〇地方整備局(〇〇を除く)発注の平成〇〇年度から〇〇年度末までの同じ業種区分の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり				
小計				25%		

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
	判断基準		
実施方針・実施フロー ・工程表・その他※	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	25% (12.5% ~ 25%)
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
業務執行技術力	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

出典：建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン



# (5) 評価基準及び評価ウェイトの設定例

## (2) 特定段階(プロポーザル方式)・入札段階(総合評価落札方式)の設定例(2/2)

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
		実現性	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
	独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
	評価テーマ2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	50% (50～62.5%)
評価テーマ3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用		

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。  
※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

小計(実施方針+評価テーマ)	75%
----------------	-----

【⑤参考見積に関する確認(原則として設定)】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

※ プロポーザル方式のみ設定

合計	100%
----	------

出典: 建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン



## (5) 総合評価落札方式による落札者の決定

□ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

- ◆ 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- ◆ 価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3  
(価格評価点20~60点:技術評価点60点)
- ◆ 技術評価点の評価項目例
  - 業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
  - 技術提案 : 評価テーマに対する提案
  - 技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
  - 業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績
  - 手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数
- ◆ 価格評価点 =  $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ◆ 技術評価点 =  $60 \times \text{技術評価の得点合計点} / \text{技術評価の配点合計点}$

出典: 建設コンサルタント業務等における  
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の  
運用ガイドライン

# 3.総合評価落札方式における ダンピング対策への対応について

- (1) はじめに (ダンピング受注を排除する理由)
- (2) 総合評価落札方式におけるダンピング対策への対応について
- (3) 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の概要
- (4) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度・失格基準の概要
- (5) 施工体制確認型総合評価落札方式における審査の考え方

# (1)はじめに(ダンピング受注を排除する理由)

## 発注者の不利益にはならないという認識が蔓延る

- ◆ ダンピング受注はなぜダメなのか？
- ◆ 業者は、受注した金額でできるから安く入札するのでは？
- ◆ これまでも、特に問題は起きていない。だから、今の対応で大丈夫。
- ◆ うちの市（町、村）は今のやり方で問題は起きてない。
- ◆ ちゃんと、低入札価格調査はやっている。
- ◆ 業者はやれるというから、契約している。
- ◆ うちの市（町、村）はお金がないので、安く受注してくれるのはありがたい。

## ダンピング受注が発生すると

### 工事実施時

- 無理な価格（コスト）の削減
- 下請に対する価格圧力
- 休日や夜間も工事（機械の稼働率を上げるため）
- 大幅な赤字の発生（必要な経費を確保できない）
- 技術者の数を削減して、工事コストを削減
- 工事や業務の手抜き等
- 安全対策の不徹底

公共工事等の品質確保に支障

### 過度な価格競争へ発展

- 低価格でなければ落札できない
- 低価格受注が常態化（負のスパイラル）
- 利益の確保が困難、下請け企業の倒産
- 賃金その他の労働条件の悪化
- 企業経営が困難

中長期的な担い手確保に支障  
→ 業界全体が疲弊、持続が困難

# (1)はじめに(ダンピング受注による弊害の発生)

## ダンピング受注による弊害

- ◆ 公共工事を行う建設業者が減少
  - 入札の不調・不落が発生（工事を受注する業者がいなくなる）
  - 除雪を行う業者がいなくなる。
  - 災害復旧を行う業者がいなくなる。
  - 維持修繕ができない（施設が老朽化しても直せない）
  - 防災・減災機能の低下（災害による被害が拡大）
- ◆ 公共サービスの低下
- ◆ 地域公共交通やインフラ等の存続が困難
- ◆ 安定した社会経済活動が困難



市民生活に密接に関係する公共事業が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要

### 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述) <適正化指針:第2 4(1)>

- ◆ ダンピング受注は、**工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等**につながりやすく、**公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず**、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、**建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要**である。

# (1)はじめに(ダンピング受注による弊害と対策)

## ダンピング受注による弊害(受注者・企業)

- ◆ 工事や業務の手抜き等  
→ 品質低下の懸念
- ◆ 下請業者へのしわ寄せ
- ◆ 公共工事等に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化
- ◆ 安全対策の不徹底  
→ 労働災害を招く恐れ

## ダンピング受注による弊害(建設業界全体)

- ◆ 公共工事等の品質確保に支障を来すおそれ
- ◆ 適正な利潤を未確保
- ◆ 建設業の若年入職者の減少の原因
- ◆ 担い手の育成及び確保が困難
- ◆ 建設業の健全な発達を阻害



## 公共工事の発注者として取り組むべきダンピング対策

- ◆ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入
- ◆ 調査基準価格・最低制限価格の適切な水準での設定  
(最新の中央公契連モデルの採用)
- ◆ 低入札価格調査の適切な実施によりダンピング受注を排除 など

# (1)はじめに(【参考】公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針)

## 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和4年5月20日一部変更）

### 第24（3）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。・・・

### 第24（5）低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。



# (2) 総合評価落札方式におけるダンピング対策への対応について

## 総務省・国土交通省 → 各都道府県(市町村)

総行第214号  
国土入企第23号  
平成29年9月29日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
(市区町村担当課、契約担当課扱い)  
各指定都市入札契約担当部局長 殿  
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設課長

総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について

今般、総合評価落札方式による入札における落札者の決定について、会計検査院より、一部の地方公共団体において、最低制限価格の設定により、価格その他の条件が最も有利な者を、最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた事が見受けられたことを踏まえ、地方公共団体による総合評価落札方式による入札が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に沿って適切に実施されるよう、指摘を受けたところです。

総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができません。このため、下記のいずれかの措置等を講じることにより、ダンピング受注の防止を徹底していただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

### 記

#### 1. 低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入

低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することとし、その実施に当たっては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保すること。価格による失格基準の設定に当たっては、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル【改訂版】」(平成20年3月 国土交通省)を参考とすること。

なお、価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること。

#### 2. 施工体制確認型総合評価落札方式の導入

国土交通省直轄工事においては、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を導入し、ダンピング受注の防止を徹底しているところである。(別添1)

総合評価落札方式の適用に当たっては、この取組も参考に、競争参加者の施工体制を適切に評価し、ダンピング受注の防止を徹底すること。

以上

## ◆ 総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について (H29.09.29)

- ① 総合評価落札方式において最低制限価格制度を併用することについて禁じられていることを周知。
- ② 低入札価格調査制度を活用するよう要請。
- ③ 施工体制確認型総合評価落札方式を活用するよう要請。

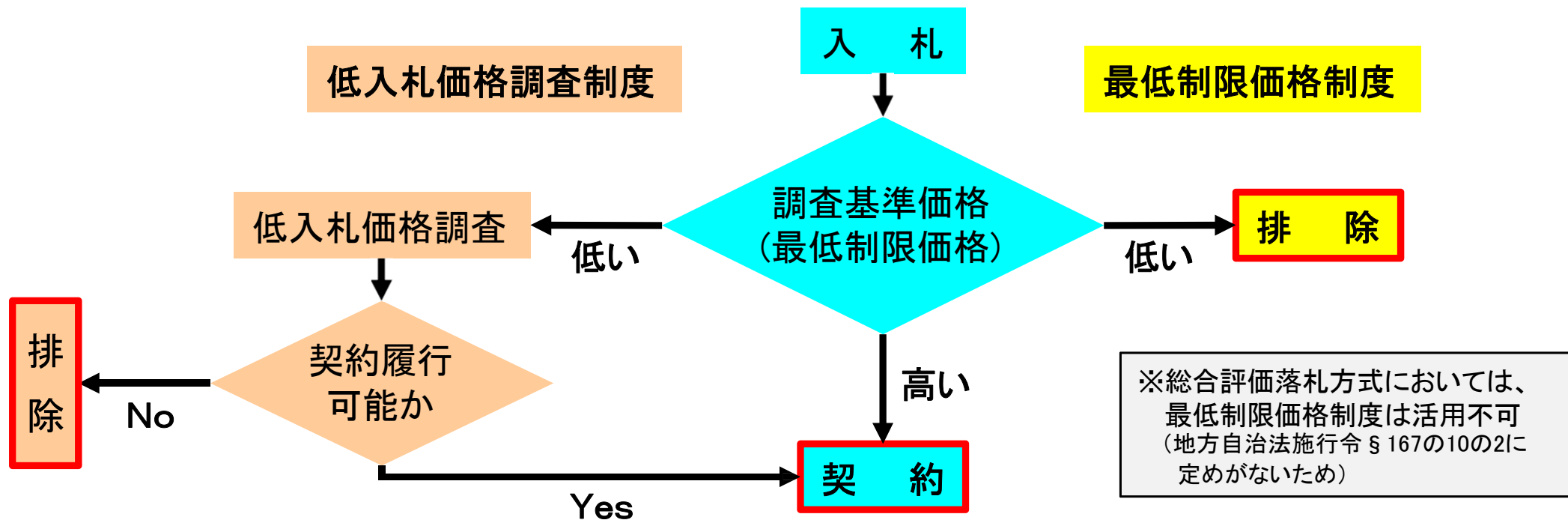
### (3) 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の概要①

	低入札価格調査制度	最低制限価格制度
制度内容	請負契約において、最低価格の入札者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とする	予め最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低価格の者を落札者とする
会計法、予算決算及び会計令	法第29条の6第1項ただし書、令第84～90条 (一般競争／指名競争契約) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約</li> <li>• ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約</li> <li>• 契約が履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成</li> </ul>	—
地方自治法、地方自治法施行令	令第167条の10第1項 (一般競争／指名競争入札)	令第167条の10第2項 (一般競争／指名競争入札) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約</li> <li>• ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約</li> <li>• 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能</li> </ul>

- ◆ 最低制限価格制度は、「地方自治法施行令」での規定。会計法、予算決算及び会計令では、「低入札価格調査制度」を設定することとしている。
- ◆ そのため、低入札価格調査制度の「調査基準価格」と「最低制限価格」は、法令上別である。
- ◆ 低入札価格調査の価格による失格基準の具体的な設定方法は、示されておらず、各地方公共団体の状況に応じて適切に設定することとしている(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格、工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計等)。

### (3) 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の概要②

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる

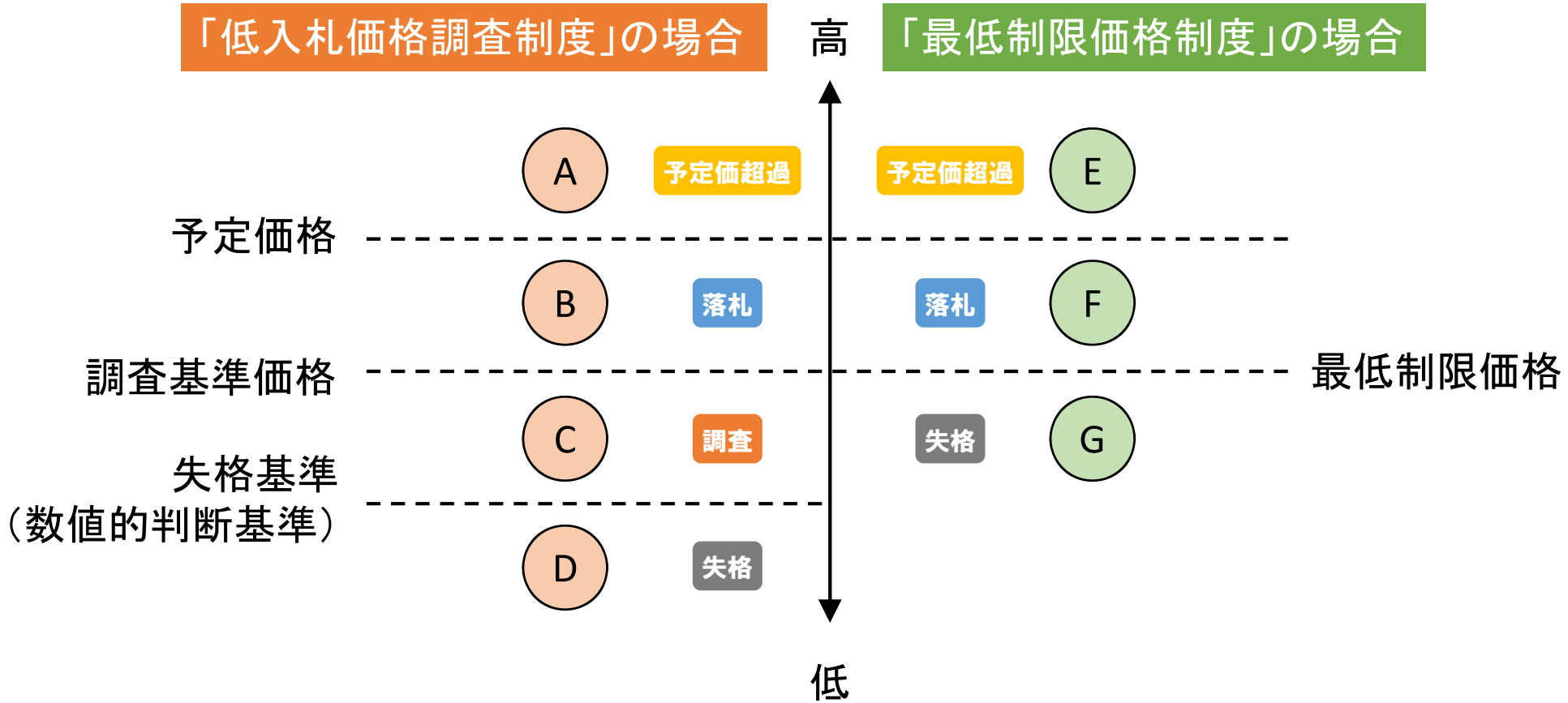


- 会計法 § 29の6 第1項
  - ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
  - ・ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能
- 予算決算及び会計令 § 85,86
  - ・「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
  - ・上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

- 地方自治法 § 234 第3項
  - ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
  - ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能
- 地方自治法施行令第167の10
  - ・契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
  - ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

# (4) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度・失格基準の概要

低入札価格調査制度と最低制限価格制度の概要図



- A・E: 予定価超過
- B・F: 落札
- C : 調査
- D・G: 失格

C社は、契約の内容に適合した履行がなされると判断される場合は、契約となる。



「低入札価格調査制度」

# (5) 施工体制確認型総合評価落札方式における審査の考え方(1/2)

価格帯	評価の手法	審査の程度
<p>低入札調査基準価格以上の入札</p> <p><b>低入札調査基準価格</b></p>	<p>30点をベースとしヒアリングの結果によっては減点</p>	<p><b>一般的な審査</b></p>
<p>予定価格の75~92%程度</p> <p>低入札調査基準価格未満による低入札</p> <p><b>特別重点調査対象価格</b></p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によって加算(満点は30点)</p>	<p><b>重点的な審査</b></p>
<p>・直接工事費の90% ・共通仮設費の80%                  ・現場管理費の80%・一般管理費等の30%                  で得た価格未満による低入札</p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によって加算(満点は30点)</p>	<p><b>特に重点的な審査</b></p>

# (6) 施工体制確認型総合評価落札方式における審査の考え方(2/2)

## 施工体制の審査

施工体制評価点  
30点満点

品質確保の実効性  
15点/5点/0点

施工体制確保  
の確実性  
15点/5点/0点

ヒアリング及び  
資料により審査

低入札の場合は追加資料を求  
めて審査(提出後の修正、再提  
出は不可)

## 低入札でない者

施工体制の確保  
契約内容の履行



統計上、履行が  
されない恐れが  
ない

### 施工体制ヒアリングに用いる資料

技術提案書など、通常の総合評価方式に用いる  
申請書や資料をもとに審査

## 低入札者

施工体制の確保  
契約内容の履行



統計上、履行  
されないおそれ  
がある

### 施工体制ヒアリングに用いる資料

- ・明細書、単価表
- ・資材購入先、労務者の確保・配置計画
- ・建設副産物の搬出先、過積載防止の確認
- ・品質確保体制
- ・安全衛生管理体制 . . . 等

## 約65%以下の低入札者

施工体制の確保  
契約内容の履行



統計上、施工体制が  
著しく確保されない  
おそれがある

### 施工体制ヒアリングに用いる資料

- ・明細書、単価表
- ・資材購入先、労務者の確保・配置計画
- ・建設副産物の搬出先、過積載防止の確認
- ・品質確保体制
- ・安全衛生管理体制 . . . 等

的 特  
な 重  
審 査  
点



## この資料に関するお問い合わせ



北陸地方整備局 企画部 技術管理課

Mail: [hinkaku@hrr.mlit.go.jp](mailto:hinkaku@hrr.mlit.go.jp)

TEL : 025-370-6702

※ 発注関係事務に関する項目について、いつでもなんでも問い合わせ下さい。